



子育て



健康



暮らし



税



福祉



募集・催し物



物価高騰対策住宅リフォーム 助成事業補助金のおしらせ



二次元バーコード

申 施設保全課 ☎989-3619

1. 工事完了・代金精算後に交付申請兼実績報告兼請求書等を提出して下さい。
2. 工事前・工事中・工事後の写真提出があります。必ず工事前・工事中に写真撮影して下さい。
3. 申請書類を提出しても、工事内容・書類審査・実地調査・予算上限額に到達した等の事情によって補助が受けられない、または早期終了することがあります。あらかじめご了承ください。

- **対象住宅** 自己所有・自己居住の用に供するうるま市内の住宅
- **対象者** うるま市民で自己所有の住宅に現に居住している者
- **補助額** 30万円以上の補助対象工事に対し30%の補助(補助上限額30万円)
- **施工業者** 市内業者限定。うるま市内に事業所若しくは店舗を有する法人又はうるま市内に住所を有する個人事業主が行うリフォーム工事
- **対象工事** 令和8年10月1日以降に着手する工事。屋根(防水含む)、外壁改修塗装、水回り改修、内部改修、バリアフリー改修
- **申請受付期間** 10/26(月)～2/26(金)
※上記1～3を必ずご確認ください。



税証明が変わります

申 市民税課 ☎973-5382

10月26日から基幹系業務システムの標準化に伴い、税証明が変わります(予定)
所得課税証明書が課税証明書へ／標準化後廃止となる証明書があります。(扶養証明書、児童手当所得証明書)
※標準化が延伸となった場合、証明書変更時期も変わります。詳しくはホームページをご覧ください。



家屋を取り壊したときの届出

問 資産税課 ☎973-5394

- ① **家屋を取り壊したときの届け出** 家屋の全部または一部を取り壊したときは、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。賦課期日(毎年1月1日)が定められており、届出がない場合は翌年度以降も引き続き固定資産税が課税される場合があります。また、家屋だけでなく土地の固定資産税にも影響が出る場合があります。お早めの届出をお願いします。
- ② **未評価家屋の届け出** 所有している家屋が未評価の場合、家屋だけでなく土地の固定資産税にも影響がありますので、お早めに届け出をお願いします。地方税法に基づき更正が行われますので、過年度に遡って税額変更が生じますのでご了承ください。
なお届出様式は、資産税課窓口またはホームページ上から入手できます。



補装具費の支給について



二次元バーコード

申 障がい福祉課 ☎979-8780

補装具とは、障害のある方や難病患者等の失われた身体機能を補完または代替する用具のことです。障害の内容や程度に応じて必要と認められた人に、補装具の購入費や修理費の支給を行います。

- **対象者** 次の要件をすべて満たす方
 1. 身体障害者手帳の交付を受けた方または難病患者等
 2. 補装具種目ごとの要件に該当する方
 3. 18歳以上の方の場合、本人又は配偶者のいずれかの市区町村民税所得割額が46万円未満の方
- **支給対象補装具** 義肢、装具、車いす、補聴器など
詳しくはお問い合わせください。
- **申請方法** 事前申請となります。購入(修理)後に助成は受けられませんので、購入(修理)前に申請方法や必要書類についてお問い合わせください。

小さな工事から大規模リフォームまで

住まいのかかりつけリフォーム店

お困りごとは

私たちにおまかせください!

キッチン・浴室・
トイレリフォーム

駐車場拡張・
フェンス設置工事

雨漏り補修

バリアフリー
工事

増改築・
全面リフォーム

ちょっとしたお困りごともお気軽にご相談ください!

ご相談・お見積り

無料!

うるま市を中心に迅速対応

サポートホーム

☎0120-340-181

営業時間/9:30～17:30 定休日/日曜日



うるま市役所で

CM 放映中!

沖縄県うるま市赤道173-2

丸博ビル1階

地元地域に
愛されて
15年の
実績

お客様満足
98.8%達成

安心・信頼施工